

岐阜県農商工連携ファンド事業費助成金について

1 助成金の目的等

農林漁業と商工業の連携の推進による地域の活性化を図るため、基金「岐阜県農商工連携ファンド」を創設し、その運用益で中小企業者と農林漁業者の連携体が行う互いの経営資源の活用による創意工夫を凝らした新商品・新役務の開発や販路開拓等の取組に対し助成を行います。

2 ファンド事業の特徴

- (1) 募集事業については、各年度予算の範囲内で行います。
- (2) 助成対象者は、中小企業者と農林漁業者の連携体のほか、自ら事業を行うNPO等の中小企業者以外と農林漁業者の連携体も対象となります。
※中小企業者のみの連携や農林漁業者のみの連携は対象となりません。
- (3) 年度をまたぐ事業期間の設定も可能です。
事業の終期を3月末に設定する必要はありません。
- (4) 事業期間は最長3年までですが、交付決定は事業開始から1年間ごとに行います。
ただし、2年目以降の助成金の交付決定は、前年の実績を踏まえて行いますので、2年目以降の助成金の交付決定を確約するものではありません。
- (5) 助成金は原則として精算払ですが、下記の条件をすべて満たす場合は、事業年度途中で概算払を受けることも可能です。
 - ・ 助成事業の成果が交付決定の内容及び附帯条件に適合していること。
 - ・ すでに支払いが完了し、又は支払いが確実にされると認められる助成対象経費であること。
 - ・ 概算払に係る金額が交付決定額の80%以内であること。
- (6) その他の注意事項
 - ・ 事業の一部を外部の機関に委託する場合は、その費用が総事業費の60%を超えないこと。
 - ・ 中小企業者については、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に定めるもののうち、事実上大企業の支配下にある企業（株式会社の場合は議決権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は議決権を有する総社員の過半数を大企業が保有している企業）は、当該事業の対象から除きます。
 - ・ 農林漁業者については、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）が対象となります。

3 募集事業の内容

◆農商工連携による地域活性化事業

助成対象事業	事業内容・助成対象者等
新商品等開発・販売力強化事業	【事業内容】 中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資

	<p>源を活用して行う新商品・新役務の開発事業並びに開発した新商品・新役務の販売力を強化し、販路を開拓するために新たに取り組む事業</p> <p>【助成対象者】 中小企業者又は自ら事業を行うNPO等の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体</p> <p>【助成率】 2／3以内</p> <p>【助成限度額】 50万円～500万円（単年）</p> <p>【助成期間】 最長3年 ただし、「新商品開発」のみ実施する場合は最長2年。 「販売力強化」のみ実施する場合は、1年。</p>
--	--

4 応募方法

該当事業を実施しようとする場合は、関係書類（様式集2ページ目に記載）を添えて、以下により助成金交付申請書を募集期間内に提出してください。（提出前に必ず公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）に相談してください。）

- (1) 作成様式 様式集2ページの1に記載
※当センターホームページからダウンロードして作成してください。
(アドレス) <http://www.gpc-gifu.or.jp/fund/noshoko/index.asp>
- (2) 提出部数 1部（応募のあった書類の返却は行いません。）
- (3) 添付資料 様式集2ページの2に記載
- (4) 募集期間 当センターホームページを閲覧または相談窓口にお尋ねください。
- (5) 提出先 〒500-8505 岐阜市藪田南 5-14-53 ふれあい福寿会館10階
(相談窓口) (公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部振興課 ファンド担当
(TEL 058-277-1083)

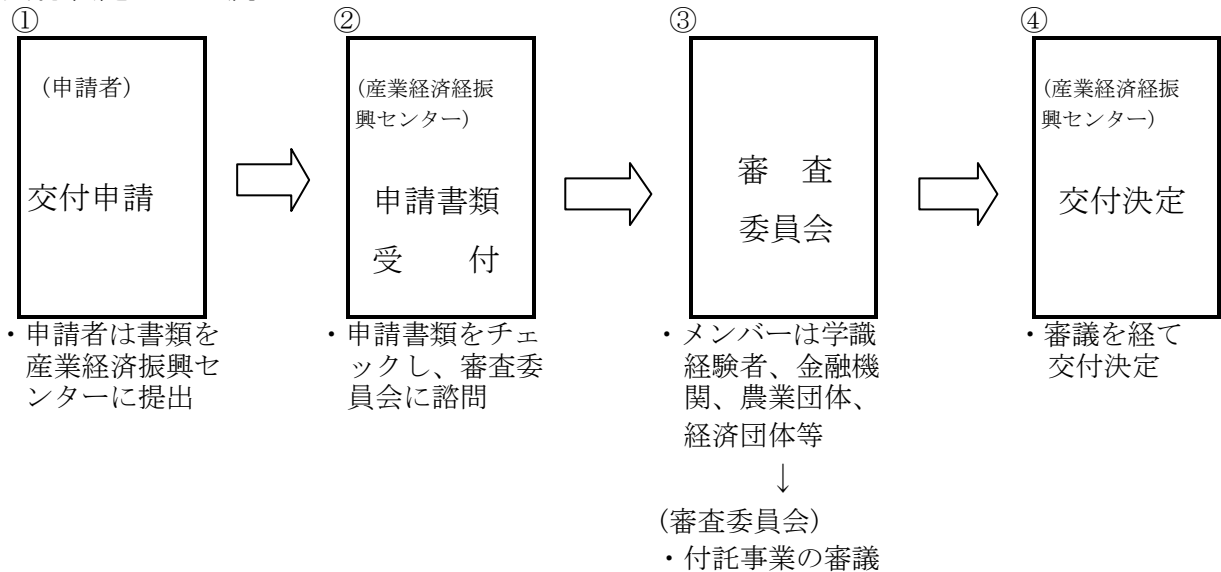
5 助成金交付申請書の審査及び交付決定

提出された助成金交付申請書については、必要に応じてヒアリングを実施します。

その後、「岐阜県農商工連携ファンド審査委員会」に諮問し、審議していただいたうえで採択された事業者に交付決定を行い、通知します。（不採択の事業者にもその旨通知します。）また、申請の金額・内容を変更して交付決定をすることがあります。

なお、交付決定した事業については、事業主体名、事業名、事業概要などを公表させていただきます。

◎交付決定までの流れ



6. その他

- (1) 交付決定前に事業に着手することは原則認められません。

ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると認められる場合は、例外的に認める場合がありますが、継続して採択された事業に限ります。その場合は、交付申請書に事前着手理由書を添付し提出する必要がありますが、申請内容を審査した結果、交付申請が採択されない場合又は交付申請が採択されても、事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は当該事業実施に必要な経費は、自己資金で対応することになります。

- (2) 助成事業者は、助成事業の実施結果の企業化に努める必要があります。

また、事業終了後5年間、過去1年間の企業化状況について毎年報告する必要があります。

- (3) 事業実施に伴う経理書類等については、事業終了後5年間保存する必要があります。

(本事業は国の資金を導入した事業であるため、助成を受けた事業者は、国の検査を受けることがあります。)

- (4) 人件費、建設費、食糧費（会議における飲食費等）、振込手数料、各種添付書類の発 hands 手数料、宿泊税及び消費税は助成対象外経費です。

- (5) 『機械器具購入費』については、汎用性が高く、使用目的が特定されないもの、量産のための生産設備等は対象外経費です。

(例：パソコン、エアコン、レジ、冷蔵庫等、事務机などのオフィス家具等)

- (6) ホームページの作成は、「販売力強化」関係の業務で、新規に立ち上げ（全面新規）のみ対象経費です。

- (7) ネットショップへの出展経費、買い物かご等があるオンラインショッピングが可能なホームページの作成は対象外経費です。

- (8) 助成期間終了後も、本ファンド事業期間（10年間）において、毎年度、事業の進捗状況、成果等について、ヒアリング等をさせていただくことがあります。